

議第 1 3 2 6 号

令和元年（2019年）12月4日付け 都計第488号 熊本県知事付議

大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

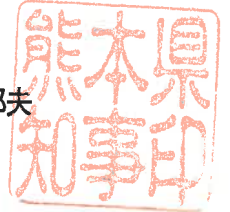
令和元年（2019年）12月18日提出

熊本県都市計画審議会  
会長 位 寄 和 久

都計第488号  
令和元年（2019年）12月4日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別添のとおり貴審議会に付議します。

大津都市計画道路の変更（熊本県決定）

都市計画道路1.4.1号中九州横断道路大津熊本線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1.4.1	中九州横断道路大津熊本線	大津町大字杉水字中津	大津町大字杉水字飛宮	大津町大字杉水字東岩迫	約1,850m		4車線	20.5m		
	構造形式の内訳		大津町大字杉水字二の迫	大津町大字杉水字下源場		約920m	嵩上式	/	20.5m		
						約930m	地表式		20.5m		
	なお、大津町大字杉水地内に出入口を設ける。									都市計画道路室杉水線(国道325号)に接続	

「位置、区域及び構造は計画図面表示のとおり」

## 大津都市計画道路の変更理由

大津都市計画区域は、熊本空港へのアクセス性や幹線道路の結節点となるなどの交通面での優位性から、一定の都市機能が集積し、隣接する市町村住民の都市サービス享受の場としての役割を果たす地域である。

この中で、中九州横断道路については、本区域と他都市圏間を連絡する地域高規格幹線道路として広域交通ネットワークの形成、都市間の交流、連携促進に向けて、整備を促進することとしている。

また、大津町都市計画マスタープランにおいても、国道 57 号への交通集中に対応するため、東西交通を処理する新たな広域幹線道路の整備を推進することとしている。

これらを踏まえ、本区域の更なる都市機能向上や交通の円滑化、他都市圏と連携した都市づくりを進める観点から、大津台地工業団地等の工業生産拠点への速達性向上による産業の活性化、信頼性の高い緊急輸送路の確保、観光振興の促進、渋滞緩和による生活環境の改善を図るため、大津都市計画道路 1・4・1 号中九州横断道路大津熊本線を都市計画に定める。

また、本都市計画による 1・4・1 号中九州横断道路大津熊本線が周辺環境に与える影響については、国道 57 号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価書に示すとおり、都市計画を定めるうえで支障がないと判断する。

大津都市計画道路の変更（新旧対照表）

（ ）内は旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	(-) 1.4.1	(-) 中九州横断道路大津熊本線	(-) 大津町大字杉水字中津	(-) 大津町大字杉水字飛宮	(-) 大津町大字杉水字東岩迫	(-) 約1,850m		(-) 4車線	(-) 20.5m		
	構造形式の内訳		(-) 大津町大字杉水字二の迫	(-) 大津町大字杉水字下源場		(-) 約920m	(-) 嵩上式	/	(-) 20.5m		
			(-) 大津町大字杉水字中津	(-) 大津町大字杉水字飛宮		(-) 約930m	(-) 地表式		(-) 20.5m		
	(-) なお、大津町大字杉水地内に出入口を設ける。									(-) 都市計画道路室杉水線(国道325号)に接続	

